

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（標識灯）
発生日時	令和3年7月14日 21時00分ごろ
発生場所	長崎県諫早市江ノ浦漁港（橘湾北部） 三味線島灯標から真方位270° 1,310m付近 （概位 北緯32°45.7′ 東経130°02.1′）
事故の概要	漁船第五かもめ丸は、北東進中、標識灯に衝突した。
事故調査の経過	令和3年7月16日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五かもめ丸、3.6トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-49711（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に亀裂 標識灯 なし
気象・海象	気象：天気 雷雨、風向 南東、風力 5、視界 不良 海象：波高 2～3m、潮汐 上げ潮の中央期 長崎県南部には、7月14日19時43分に竜巻注意情報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、小型底引き網漁の揚網を行った後、西南西進して投網場所に戻っていたところ、天気が急変して雷雨となり、視界が悪化するとともに風波が強くなってきたので、江ノ浦漁港に帰港することとし、同漁港につながる諫早市前島西側の水路（可航幅約40m、以下「本件水路」という。）に向けて右転した。</p> <p>船長は、本件水路南端の両側にある標識灯（緑色及び赤色の点滅灯）がぼんやり見えていたので、両標識灯を見て本件水路に入り、船尾方から波を受けて舵効きが悪い状態で、次の標識灯（緑色点滅灯、以下「本件標識灯」という。）を見ながら本件水路を北東進中、雷雨が激しくなって更に視界が悪化し、本件標識灯を目視できなくなり、本件標識灯を見付けようとしていたところ、本船の船首部が本件標識灯に衝突した。</p> <p>船長は、昼頃にテレビで波高約1mとの天気予報を確認して18時ごろに出港し、揚網後、投網場所に戻っている頃までは天気が良く海上が平穏であったので、時化する兆候を感じておらず、また、竜巻注意情報が発表されていることを知らなかった。</p> <p>船長は、これまでも、梅雨明けの頃に、天気が急変して時化ることがあったが、短時間で天気が回復することが多く、本事故当ても短</p>

	<p>時間で回復したので、沖で風波に船首を立てるように操船して天気の回復を待っていれば良かったと、本事故後に思った。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、天気が急変して雷雨で視界が悪化するとともに風波が強まる状況下、船長が、江ノ浦漁港に帰港しようとして、本件標識灯を目指して本件水路を航行中、雷雨が激しくなって更に視界が悪化し、本件標識灯を目視できなくなり、そのままの針路で航行したことから、本件標識灯に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、天気が急変して雷雨で視界が悪化するとともに風波が強まる状況下、船長が、江ノ浦漁港に帰港しようとして、本件標識灯を目指して本件水路を航行中、雷雨が激しくなって更に視界が悪化し、本件標識灯を目視できなくなり、そのままの針路で航行したため、本件標識灯に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、操業中、天気が急変し、視界が悪化して風波が強まる状況においては、気象情報を確認して入港の可否を慎重に判断し、入港するのに困難が予想される場合には、天気の回復を待ってから入港すること。</li> </ul>